

さいたま市伝統産業等指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に潤いをもたらすとともに地域の個性を豊かに表現する貴重な財産である、伝統産業及び伝統産業事業所（以下「伝統産業等」という。）を本市特有の地域資源として指定することにより、その存在と魅力を市内外に広く発信し、事業者の意欲向上及び後世への継承を図り、もって地域経済を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統産業 我が国に伝統的に受け継がれている技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から、市の風土と生活の中で育まれ、一定の集積をなし、現在においても引き続きその伝統性を維持しながら相当年数において市内で経済活動を行われている産業をいう。
- (2) 伝統産業事業所 一定の集積要件を除き、前号に定める伝統産業において、その根幹となる技術や精神を継承している事業者をいう。
- (3) 同業者団体 一つの産業の分野において、業界全体の改善と発展を図ることを主な目的に、複数の事業者で組織された団体をいう。
- (4) 委員会 さいたま市附属機関等の設置に関する条例に基づき設置されたさいたま市伝統産業委員会をいう。

(伝統産業の指定等)

第3条 市長は、市内の産業について、その集積の経緯や認知度など、真に伝統産業としてふさわしいと認めるときは、これを指定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指定した伝統産業について、継承する事業者の消滅等の理由により、その指定がふさわしくないと認めるときは、これを取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による指定又はその取消しを行うに当たり、委員会の意見を聞くことができる。

(伝統産業事業所の区分)

第4条 伝統産業事業所の指定は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 伝統産業に属する事業所 前条第1項の規定による指定を受けた各産業において、江戸時代以前の手しごとの伝統的技術を継承している事業者
- (2) 伝統的な工芸技術を継承する事業所 手しごとの伝統的技術を継承し、工芸品の製造を行って相当年数経過している事業者
- (3) 地域の特性と深い関連のある事業所 その成り立ちが本市の風土や歴史等の地域特性に深く関連するとともに、経営の根幹においてその伝統性に重きを置く事業者

2 前項の区分ごとの具体的な基準は、市長が別に定める。

(伝統産業事業所の指定申請)

第5条 前条第1項各号のいずれかの指定を受けようとする事業者は、さいたま市伝統産業事業所指定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第3条第1項の規定による指定を受けた各産業において、同業者団体の存在を認める場合は、前項の事業者に代わり、当該同業者団体に申請させることができる。

3 前項の規定による申請は、さいたま市伝統産業事業所指定申請書（様式第2号）により行うものとする。

4 市長は、第2項の規定により同業者団体の存在を認めたときは、さいたま市伝統産業同業者団体認定通知書（様式第3号）により、その旨を当該同業者団体に通知するものとする。

(伝統産業事業所の指定推薦)

第6条 前条の規定にかかわらず、委員会の委員は、指定に該当する伝統産業事業所があると認めるときは、当該事業者の同意を得て、さいたま市伝統産業事業所指定推薦書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出することができる。ただし、同条第2項の規定により市長が認める同業者団体があるときは、推薦できないものとする。

(伝統産業事業所の指定)

第7条 市長は、前2条の規定による申請又は推薦があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、伝統産業事業所として適當と認めるときは、これを指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定するときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 市長は、第1項の規定により指定の適否を決定したときは、速やかにさいたま市伝統産業事業所審査結果通知書（様式第5号）により、その旨を当該指定に係る審査の対象となった事業者に通知するものとする。

(指定の公表と推奨)

第8条 市長は、第3条第1項又は前条第1項の規定により指定したときは、その旨を告示するとともに、名称等を明らかにしておくものとする。

2 市長は、指定した伝統産業等について広く周知に努め、推奨するものとする。

(伝統産業事業所の指定証交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により指定したときは、さいたま市伝統産業事業所指定証（様式第6号。以下「指定証」という。）を、当該指定を受けた事業者（以下「指定事業所」という。）に交付するものとする。

(伝統産業事業所の指定の表示)

第10条 指定事業所は、事業活動において、指定を受けた旨を表示することができる。

(伝統産業事業所の指定変更等の届出)

第11条 指定事業所は、当該指定に係る内容に変更が生じたとき又は当該指定に係る事業活動を廃止したときは、速やかにさいたま市伝統産業事業所指定変更（取消し）届出書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(伝統産業事業所の指定変更等)

第12条 市長は、第7条第1項の規定により行った指定のうち、次の各号のいずれかに該当する指定があるときは、当該指定の内容の変更又は取消し（以下「指定変

更等」という。)を行うことができる。

- (1) 前条に規定する届出があった指定
- (2) 指定に係る内容が明らかに事実に相違すると認められる指定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定を継続することが適当でないと認める指定

2 市長は、前項の規定による指定変更等を行ったときは、速やかにさいたま市伝統産業事業所指定変更（取消し）通知書（様式第8号）により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による指定の取消しを受けた指定事業所は、速やかに当該指定に係る指定証を市長に返付しなければならない。

（指定取消し等の公表と報告）

第13条 市長は、第3条第2項の規定による取消し又は前条第1項の規定による指定変更等を行ったときは、その旨を告示し、次の委員会の会議で報告するものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月2日から施行する。